

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3165号から第3168号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の4件の答申を行いました。

答申第3165号では、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3166号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3167号及び第3168号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「納品書（特定年月1分）納品書（特定年月2分）納品書（特定年月3分）」及び「受領書（請求書）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3165号】
- (2) 「令和4年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第二次試験 個人面接評定票（面接者2名分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3166号】
- (3) 「平成29年度横浜市特定職員の出勤簿の全て 対象期間平成29年4月1日から平成29年4月30日」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3167号】
- (4) 「平成29年度横浜市特定職員の出勤簿の全て 対象期間平成29年5月」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3168号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3165	令和4年10月4日	令和4年10月21日	令和4年11月2日	令和4年12月2日	個人	教育委員会
3166	令和4年11月7日	令和4年11月15日	令和5年1月5日	令和5年2月10日	個人	教育委員会
3167	令和5年2月24日	令和5年3月3日	令和5年5月2日	令和5年5月25日	個人	市長
3168	令和5年2月27日	令和5年3月3日	令和5年5月2日	令和5年5月25日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3165	<p>「納品書（特定年月1分）納品書（特定年月2分）納品書（特定年月3分）」及び「受領書（請求書）」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者の個人氏名印の印影 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるため）</p> <p>旧情報公開条例第7条第2項第3号アに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人等の名称、代表者職氏名、所在地、電話番号、ファックス番号、品名、数量、単価、金額、取扱品目 <p>（法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の名誉、社会的評価が損なわれる等権利利益を害するおそれがあるため）</p> <p>旧情報公開条例第7条第2項第4号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人代表者印の印影 <p>（開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため）</p> <p>旧情報公開条例第7条第2項第6号柱書に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人等の名称、代表者職氏名、所在地、電話番号、ファックス番号、納品書の日付、品名、数量、単価、金額、取扱品目、受領書（請求書）の日付、受領書（請求書）の日付を類推させる事柄 <p>（捜査内容に結び付く部分であって、開示することにより、捜査当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため）</p>	開示範囲を 拡大すべき

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3166	「令和4年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第二次試験 個人面接評定票(面接者2名分)」(以下「本件保有個人情報」という。)	一部開示 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第22条第7号エに該当 ・面接者の所属・氏名 (採用事務に関わる人事管理上の情報であり、開示することにより、非難や圧力等を受けることを恐れ、面接者が適切な評価を行えなくなり、また、面接者を引き受ける者が減少して必要な人数の確保が困難となる可能性があることから、横浜市公立学校教員採用候補者選考試験(以下「選考試験」という。)の運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるため) ・受験者の言動など客観的な事実、模擬対応の概評、総合評定の根拠、総合評定 (採用事務に関わる人事管理上の情報であり、開示することにより、面接者が正確かつ公正な内容の発言・評価を避けるようになり、また、面接に係る評価の傾向を知ることができるので、受験者本来の資質、適性等を見ることを目的として行う個人面接の評価に支障が生じることになるなど、選考試験の運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるため)	開示範囲を 拡大すべき
3167	「平成29年度横浜市特定職員の出勤簿の全て 対象期間平成29年4月1日から平成29年4月30日」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 不存在 (平成29年度の出勤簿の保存期間は3年であり、廃棄済みであるため)	原処分妥当
3168	「平成29年度横浜市特定職員の出勤簿の全て 対象期間平成29年5月」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 不存在 (平成29年度の出勤簿の保存期間は3年であり、廃棄済みであるため)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3165	《答申に当たっての適用条例について》 一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧情報公開条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。

答申 番号	判断の要旨
3165	<p>《教育委員会事務局所管の学校における消耗品の購入に係る事務について》</p> <p>教育委員会事務局所管の各学校は、本件処分当時の横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）等に基づき、当該学校に属する事務に関する1件40万円未満の消耗品の購入に係る契約及び支出に係る事務を行っていた。また、当該契約の締結に関する事務は、学校長等の専決事項となっている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、「教職員の懲戒処分について」（令和3年3月30日教育委員会事務局東部学校教育事務所教育総務課記者発表資料）に記載されている不適切会計に係る契約（以下「本件事案」という。）に関して、本件事案が発生した学校が事業者から受領した納品書及びこれに係る受領書（請求書）である。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち別表に示す非開示部分1を旧情報公開条例第7条第2項第2号に、非開示部分2から非開示部分11までを同項第3号ア及び第6号柱書に、非開示部分12を同項第4号に、非開示部分13から非開示部分15までを同項第6号柱書に該当しているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>非開示部分1は、法人の担当者氏名印の印影であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《旧情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について》</p> <p>ア 非開示部分2から非開示部分6までには、それぞれ法人等の名称、法人代表者の役職及び氏名、所在地、電話番号及びファックス番号が記載されている。これらの情報は、不適切会計に関して当該法人等の関与が不明確である本件においては、公にすることにより当該法人等が特定され、名誉、社会的評価等が損なわれ、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号に該当する。</p> <p>イ 非開示部分7から非開示部分11までには、それぞれ品名、数量、単価、金額及び取扱品目が記載されている。実施機関は、これらの情報を公にすることにより、法人等が特定されてしまい、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。しかし、当該情報は一般的に学校で使用する品名等にすぎず、社会通念上、法人等を特定することができる情報とはいえないため、公にすることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。</p> <p>《旧情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について》</p> <p>非開示部分12は、法人代表者印の印影であり、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、その財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。</p> <p>《旧情報公開条例第7条第2項第6号柱書の該当性について》</p> <p>ア 旧情報公開条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものについては、開示しないことができる旨を規定している。</p> <p>なお、ここでいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要であるとされている。</p> <p>イ 非開示部分2から非開示部分6までについては、上記《旧情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について》アのとおり旧情報公開条例第7条第2項第3号アに該当するため、本号該当性については判断しないこととする。</p> <p>ウ 非開示部分7から非開示部分11まで及び非開示部分13から非開示部分15までには、それぞれ品名、数量、単価、金額、取扱品目、納品書の日付、受領証（請求書）の日付及び</p>

答申 番号	判断の要旨																																						
3165	<p>受領証（請求書）の日付を類推させる事柄が記載されている。実施機関は、これらの情報が捜査内容に結び付くと主張するため、改めて実施機関に確認したところ、本件事案について、警察の捜査の詳細は把握していないとのことであった。</p> <p>上記アで記載したとおり、本号に該当するためには、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが必要であり、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されている。しかし、実施機関からは、具体的に明確な説明が得られなかった。</p> <p>したがって、開示することによる支障は実質的なものでなく、おそれの程度も法的保護に値する蓋然性があるとは認められないものであるため、本号柱書に該当しない。審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> <p>別表 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分</p> <table border="1" data-bbox="248 640 1461 1827"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 640 533 701">非開示根拠規定</th> <th colspan="2" data-bbox="537 640 1461 701">非開示部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 707 533 813">旧情報公開条例第7条 第2項第2号</td> <td data-bbox="537 707 762 813">非開示部分1</td> <td data-bbox="767 707 1461 813">担当者個人氏名印の印影</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 819 533 1507" rowspan="9">旧情報公開条例第7条 第2項第3号ア 及び第6号柱書</td> <td data-bbox="537 819 762 880">非開示部分2</td> <td data-bbox="767 819 1461 880">法人等の名称</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 887 762 947">非開示部分3</td> <td data-bbox="767 887 1461 947">法人代表者の役職及び氏名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 954 762 1014">非開示部分4</td> <td data-bbox="767 954 1461 1014">所在地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1021 762 1081">非開示部分5</td> <td data-bbox="767 1021 1461 1081">電話番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1088 762 1149">非開示部分6</td> <td data-bbox="767 1088 1461 1149">ファックス番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1155 762 1216">非開示部分7</td> <td data-bbox="767 1155 1461 1216">品名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1223 762 1283">非開示部分8</td> <td data-bbox="767 1223 1461 1283">数量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1290 762 1350">非開示部分9</td> <td data-bbox="767 1290 1461 1350">単価</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1357 762 1417">非開示部分10</td> <td data-bbox="767 1357 1461 1417">金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1424 762 1485">非開示部分11</td> <td data-bbox="767 1424 1461 1485">取扱品目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1514 533 1619">旧情報公開条例第7条 第2項第4号</td> <td data-bbox="537 1514 762 1619">非開示部分12</td> <td data-bbox="767 1514 1461 1619">法人代表者印の印影</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1626 533 1827" rowspan="3">旧情報公開条例第7条 第2項第6号柱書</td> <td data-bbox="537 1626 762 1686">非開示部分13</td> <td data-bbox="767 1626 1461 1686">納品書の日付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1693 762 1753">非開示部分14</td> <td data-bbox="767 1693 1461 1753">受領証（請求書）の日付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 1760 762 1827">非開示部分15</td> <td data-bbox="767 1760 1461 1827">受領証（請求書）の日付を類推させる事柄</td> </tr> </tbody> </table>		非開示根拠規定	非開示部分		旧情報公開条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	担当者個人氏名印の印影	旧情報公開条例第7条 第2項第3号ア 及び第6号柱書	非開示部分2	法人等の名称	非開示部分3	法人代表者の役職及び氏名	非開示部分4	所在地	非開示部分5	電話番号	非開示部分6	ファックス番号	非開示部分7	品名	非開示部分8	数量	非開示部分9	単価	非開示部分10	金額	非開示部分11	取扱品目	旧情報公開条例第7条 第2項第4号	非開示部分12	法人代表者印の印影	旧情報公開条例第7条 第2項第6号柱書	非開示部分13	納品書の日付	非開示部分14	受領証（請求書）の日付	非開示部分15	受領証（請求書）の日付を類推させる事柄
非開示根拠規定	非開示部分																																						
旧情報公開条例第7条 第2項第2号	非開示部分1	担当者個人氏名印の印影																																					
旧情報公開条例第7条 第2項第3号ア 及び第6号柱書	非開示部分2	法人等の名称																																					
	非開示部分3	法人代表者の役職及び氏名																																					
	非開示部分4	所在地																																					
	非開示部分5	電話番号																																					
	非開示部分6	ファックス番号																																					
	非開示部分7	品名																																					
	非開示部分8	数量																																					
	非開示部分9	単価																																					
	非開示部分10	金額																																					
非開示部分11	取扱品目																																						
旧情報公開条例第7条 第2項第4号	非開示部分12	法人代表者印の印影																																					
旧情報公開条例第7条 第2項第6号柱書	非開示部分13	納品書の日付																																					
	非開示部分14	受領証（請求書）の日付																																					
	非開示部分15	受領証（請求書）の日付を類推させる事柄																																					
3166	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p>																																						

3166

《選考試験に係る事務について》

横浜市では、教員を採用するため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び教育長に委任する事務等に関する規則（昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号）に基づき、選考試験を実施している。

選考試験は第一次試験及び第二次試験から成り、第二次試験では個人面接、模擬授業、論文試験及び実技試験（一部受験区分のみ）を実施している。

《本件保有個人情報について》

本件保有個人情報は、令和4年度に実施された選考試験に係る審査請求人の個人面接評定票（面接者2名分）であり、面接者の氏名、審査請求人に対する評価等が記載されている。

当審査会は、実施機関が非開示とした部分を見分した上で、別表1のとおり非開示情報1から非開示情報8までに分類した。審査請求人は、審査請求書の記載から、このうち、非開示情報2から非開示情報8までの開示を求めていると解されるので、それぞれの旧個人情報保護条例第22条第7号エの該当性について判断する。

《旧個人情報保護条例第22条第7号エの該当性について》

ア 非開示情報2、非開示情報3及び非開示情報8について

これらの非開示情報は、面接者が個人面接で受けた審査請求人に対する印象や、合否に係る面接者としての率直な意見である。これらの情報は、開示することにより、面接者が非難や圧力等を受けることを危惧して当たり障りのない評価をするなどして、選考試験の運営が妨げられ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。

イ 非開示情報4について

非開示情報4には、AからEまでの7段階の評価が記載されている。実施機関の説明によれば、個人面接の評価が7段階でなされることは、ウェブサイトにおいて公表された「令和4年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第二次試験選考基準」から明らかであるから、当該情報は、既に公にされているものにすぎず、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号エに該当しない。

ウ 非開示情報5及び非開示情報7について

非開示情報5には上記AからEまでの各段階に係る評価基準が、非開示情報7には評価の記入に係る注意書が記載されている。これらの情報は、面接者が評定を記入するための参考情報にすぎず、開示することにより、面接に係る評価の傾向を知られて個人面接の評価に支障が生じるなどして、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号エに該当しない。

エ 非開示情報6について

非開示情報6には、審査請求人の個人面接についての面接者の評定が記載されている。実施機関の説明によると、各受験者には個人面接等の得点を通知しているが、その算定の基礎となる各面接者の評定については通知していないし、面接者それぞれの専門的知見から評価するため、評定に差が出ることもあるとのことである。

以上を踏まえると、非開示情報6は、開示することにより、面接者が非難や圧力等を受けることを危惧して当たり障りのない評価をするなどして、選考試験の運営が妨げられ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

別表1 非開示情報

非開示情報	実施機関が非開示とした部分
-------	---------------

答申番号	判断の要旨	
	非開示情報 1	「面接者の所属・氏名」欄の記載の全て
	非開示情報 2	「受験者の言動など客観的な事実」欄の記載の全て
	非開示情報 3	「模擬対応の概評」欄の記載の全て
	非開示情報 4	「総合評定」欄の記載のうち、評定を示すアルファベットの部分
	非開示情報 5	「総合評定」欄の記載のうち、アルファベットが示す評価に係る評定基準の部分
	非開示情報 6	「総合評定」欄の記載のうち、審査請求人の評定を記入した部分
	非開示情報 7	「総合評定」欄の記載のうち、面接者に向けた注意書きの部分
	非開示情報 8	「総合評定の根拠」欄の記載の全て
3166	別表 2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分	
	非開示情報	開示すべき部分
	非開示情報 4	「総合評定」欄 1行目1文字目、2行目1文字目、3行目1文字目、4行目1文字目、5行目1文字目、6行目1文字目、7行目1文字目
	非開示情報 5	「総合評定」欄 1行目2文字目から8文字目まで、2行目2文字目から6文字目まで、3行目2文字目から9文字目まで、4行目2文字目から7文字目まで、5行目2文字目から12文字目まで、6行目2文字目から10文字目まで、7行目2文字目から6文字目まで
	非開示情報 7	「総合評定」欄 8行目の全て
	<p>(注)</p> <p>(1) 文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。</p> <p>(2) 面接者2名分の個人面接評定票いずれも、開示すべき部分は同一である。</p>	
3167	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧情報公開条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定職員の平成29年4月の出勤簿である。出勤簿の保存期間は、毎年度作成される「行政文書分類表（共通）」により定められている。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>当審査会において「平成29年度行政文書分類表（共通）」を確認したところ、本件審査請求文書の保存期間が3年であることが認められた。</p> <p>したがって、本件審査請求文書は保存期間の経過により廃棄しており、保有していないとの実施機関の説明は、是認できる。</p> <p>また、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も存在しない。</p> <p>なお、実施機関によれば、平成30年度からの「行政文書分類表（共通）」では、障害補償</p>	

答申番号	判断の要旨
	年金前払一時金等の時効を考慮し、その金額算定に用いる出勤簿の保存期間を3年から5年に変更しているとのことである。
3168	<p>《答申に当たっての適用条例について》 一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧情報公開条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《本件審査請求文書について》 本件審査請求文書は、特定職員の平成29年5月の出勤簿である。出勤簿の保存期間は、毎年度作成される「行政文書分類表（共通）」により定められている。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》 当審査会において「平成29年度行政文書分類表（共通）」を確認したところ、本件審査請求文書の保存期間が3年であることが認められた。 したがって、本件審査請求文書は保存期間の経過により廃棄しており、保有していないとの実施機関の説明は、是認できる。 また、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も存在しない。</p> <p>なお、実施機関によれば、平成30年度の「行政文書分類表（共通）」からは、障害補償年金前払一時金等の時効を考慮し、その金額算定に用いる出勤簿の保存期間を3年から5年に変更しているとのことである。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報

の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
（イ省略）
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
（第5号省略）
- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
（アからオまで省略）

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

- 第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号から第6号まで省略）

- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
（アからウまで省略）
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
（オ省略）

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

（第2項省略）

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881